

6 用語解説

あ行

- アウトカム
施策や事業が対象にもたらした変化。
- アウトプット
施策や事業を実施することで生じる結果。
- 医科歯科連携
医科と歯科の医療関係者が互いに連絡・協力して、病気の治療を行うこと。
- 医療的ケア児
医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。
- インパクト
施策や事業のアウトプットによるアウトカムへの寄与の程度。
- インプット／ストラクチャー
医療サービスを提供する物的資源、人的資源及び組織体制、外部環境並びに対象となる母集団を測る指標。
- う蝕
むし歯のこと。口の中の細菌がつくる酸によって、歯の硬組織が浸食される疾患。

○₂型

むし歯はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来においてむし歯になる恐れのあるもの。

オーラルフレイル

口腔の（オーラル）虚弱（フレイル）を表す言葉で、口腔の機能にささいな衰えが生じ始め、それを放置すると心身の活力低下又は要介護状態につながる状態。

か行

介護保険施設

介護保険サービスを提供する施設。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設が該当。

介護予防センター

地域包括支援センターの役割を補完する機関として、札幌市では平成18年に設置された機関。介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援を行う。

かかりつけ歯科医

安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師。

学齢期

小学校1年生(6歳)から高校3年生(17歳)までの期間。

- 学校歯科医

学校保健安全法で定められている非常勤の歯科医師。大学以外の学校で、歯科疾患に係る健康相談、保健指導、健康診断、予防処置等の職務を行う。

- 学校歯科健診

学校保健安全計画に基づいて毎年6月30日までに実施する歯科健診。

- 通いの場

高齢者をはじめとする地域住民が主体となり、介護予防やフレイル予防等を目的とした、月1回以上の多様な活動の場や機会のこと。

- 義歯

歯とその周囲の組織の喪失を補う人工装置で着け外しのできる入れ歯等が該当。

- 健康格差

所得や職業、教育歴等の違いによって生じる健康状態の差。社会の不平等を反映。

- 健康寿命

健康で生活できる期間。

- 現在歯数

全部又は一部が口腔に現れている歯の総数。

- 後期高齢者

75歳以上の人。

- 後期高齢者医療保険被保険者

75歳以上の人や特定の障がいを有する65～74歳の人。

- 後期高齢者歯科健診

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることを目的として実施する歯科健診。

- 口腔衛生管理

歯科専門職が行う保健指導や歯科健診、バイオフィルム除去、歯間部清掃、口腔内洗浄、舌苔除去、歯石除去、フッ化物塗布などの予防処置を行うこと。

- 口腔がん

口腔（口の中）にできる悪性腫瘍。全身にできる悪性腫瘍の約3%に該当し、人口10万人あたり6名以下の「希少がん」の1つ。口腔がんのうち日本人に最も多いのは舌がんで口腔がんの約55%を占める。

- 口腔機能

口が担う機能のこと。噛む、食べる、飲み込む、だ液の分泌、発音・発語など。

- 口腔崩壊

10本以上のむし歯を持つ状態。

- 高齢期

本計画においては、65歳以上。

- 高齢者施設

満60歳以上の方が入所したり、通所したりする施設の総称。

- 誤嚥性肺炎

口腔機能の低下などにより、細菌が飲食物や、だ液などとともに気管や肺に入り発症した肺炎。

- 国民皆歯科健診

生涯を通じた歯や口腔の健康を実現するために必要な生涯を通じた歯科健診。

- 子育てサロン

0歳から小学校就学前までの子どもと保護者が自由に集い、気軽に交流できる場。

さ行

- 在宅歯科医療

加齢や疾病、障がい等のため通院が困難な者が在宅や施設で歯科診療や予防処置を受けられるもの。

- 札幌市歯科口腔保健推進条例

歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、市民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を図ることを目的に2023年（令和5年）1月1日に施行された条例。

- サルコペニア

筋肉量や筋力が低下した状態。

- 残存歯数

全部又は一部が口腔に現れている歯の総数。

- 歯科健診

歯科健康診査の略。歯の健康状態を総合的に確認するもの。

- 歯科検診

特定の歯科疾患の早期発見を目的に行うもの（歯周疾患検診等）。

- 歯科口腔保健の推進に関する法律

歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与することを目的に2011年（平成23年）8月10日に公布・施行された法律。

- 歯科保健指導

歯科に関する健康の保持、回復、向上に関係する行動についての指導。

- 歯周疾患検診

「健康増進法」に基づき区市町村が実施する健康増進事業のひとつ。40歳、50歳、60歳、70歳を対象として、歯周組織の健康状態の検査及び結果に基づく指導を行う。

- 歯周病

歯肉、セメント質、歯根膜及び歯槽骨よりなる歯周組織に起こるすべての疾患。歯肉炎、歯周炎、咬合（こうごう）性外傷、特殊な歯周疾患などに分類される。

- 歯周ポケット

歯と歯ぐきの境目の溝のこと。歯垢の細菌により炎症を起こすと深くなる。

- 歯肉炎

歯周病になる手前の症状のこと。歯茎にのみ炎症が起きている状態。

- 社会的決定要因

病気の背景には教育・就業・生活環境・社会環境などの社会的要因が存在するこ

とを示す言葉。健康に与える影響は生物学的要因よりも大きい。

- 重度歯周病

歯周ポケットが 6 mm 以上または歯槽骨吸収が 51% 以上の状態。また、このような歯が全体の 30% を超えると広汎型、超えなければ限局型と判断。

- スポーツ歯科

スポーツに起因する歯科的な外傷を予防し、選手本来の能力を最大限に発揮できるよう歯学的な観点から管理する領域。

- 成年期

本計画では 20 歳から 65 歳を指す。

- 生物学的要因

個人の身体的特徴や疾病・障がいの有無、既往歴、遺伝的要素など。

- 摂食嚥下障害

食べ物を認識してから、口を経由して胃の中へ送り込む一連の過程に障害を受けた状態。うまく飲み込みができないため誤嚥性肺炎の原因となることが多い。

- 即時義歯

歯を抜くのと同日に装着できる入れ歯治療のこと。

- 咀嚼

食べ物を噛んで、飲み込みやすい状態にする機能。

た行

- 第二次札幌市まちづくり戦略ビジョン

まちづくりの基本的な指針として札幌市自治基本条例第 17 条の規定に基づき策定するもの。札幌市の計画体系では最上位に位置する。

- 地域ケア会議

市町村もしくは地域包括支援センターが実施・主催し、その地域の行政職員や医療機関、高齢者施設等に従事する医療従事者や介護職員等が出席する。

- 地域包括ケアシステム

厚生労働省が推進している「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制」。

- 低体重児

出生時の体重が 2,500g 未満の新生児。

な行

- 軟組織異常

歯肉や口腔粘膜に生じる異常のこと。上唇小帯異常、舌小帯異常、歯肉炎、口角びらん、口唇ヘルペスなどがある。

- 乳幼児期

0 歳から 6 歳までの期間。

- 乳幼児歯科健診

母子保健法に規定された歯科健診。1 歳 6 か月児と 3 歳児を対象に実施。

- 妊娠性歯肉炎

妊娠期に起こる歯肉炎。妊娠期にはプロゲステロン等の女性ホルモンが増加することにより、歯肉炎になりやすい。早産や低体重児のリスクとなっている。

- 妊婦歯科健診

妊婦を対象とした歯科健診。札幌市においては各区保健センターにおいて実施。

- ネグレクト

本計画では保護者による適切な歯科的管理や必要な治療がされていないため、多数のむし歯（う蝕）や歯周炎等の歯科疾患が放置されている状態を指す。

は行

- 背景要因

1つの事象が生じる背景にある、その事象を誘発する要因。

- 8020運動

「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という取組で、生涯にわたり自分の歯で食べ物を噛むことを意味する。

- フッ化物応用

本計画においては局所応用を指し、フッ化物配合歯磨剤の使用やフッ化物洗口、フッ化物塗布が該当。

- フッ化物洗口

むし歯（う蝕）予防のため、低濃度のフッ化物ナトリウム溶液でぶくぶくうがいをする方法。

- フッ化物塗布

むし歯（う蝕）予防ため、比較的高濃度のフッ化物溶液やゲルを歯科医師・歯科衛生士が歯に直接塗る方法。

- フレイル

健康と要介護の中間の状態。

- 訪問歯科健診

歯科医師や歯科衛生士が自宅や介護施設、障害者施設などを訪問して行う健診。

- 北海道後期高齢者医療広域連合

北海道の後期高齢者医療制度の運営を担っている運営主体。

や行

- 有病率

ある時点で特定の病気にかかっている人の割合。病気の重要性や負担を示す指標。

- 要介護認定

介護保険法に基づき被保険者の介護サービスの給付申請を受け、どの程度のサービスが必要なのかについて行われる認定。市町村職員や介護支援専門員による訪問審査と専門家による介護認定審査会の2段階によって決定。必要度により、要介護5～1、要支援2～1、自立の8段階に分類。

ら行

- ロジックモデル

事業が最終的に目指す目的の実現に向けた設計図。